四　［略］

五　その他銀行の業務、銀行代理業者の銀行代理業の業務又は電子決済等取扱業者の電子決済等取扱業の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれがある行為であつて前各号に掲げる行為に準ずるもの

10　次の各号に掲げる場合の届出は、当該各号に定める日から三十日以内に行わなければならない。

一　第一項第三十八号、第四項第四号及び第五項第四号に該当する場合　不祥事件の発生を銀行、銀行代理業者又は電子決済等取扱業者が知つた日

二　［略］

11～13　［略］

（経由官庁）

第三十七条　［略］

2～7　［略］

8　電子決済等取扱業者は、法第五十二条の六十の四第一項の規定による申請書、電子決済等取扱業に関する報告書その他この府令に規定する書面を財務局長又は福岡財務支局長に提出する場合において、当該電子決済等取扱業者の主たる営業所（外国電子決済等取扱業者にあつては、国内における主たる営業所）の所在地を管轄する財務事務所長等があるときは、当該財務事務所長等を経由して提出しなければならない。

9・10　［略］

（外国電子決済等取扱業者に係る特例）

第三十八条の三　外国電子決済等取扱業者（電子決済等取扱業を営もうとする外国の法人又は電子決済等取扱業を営む外国の法人の設立をしようとする者を含む。以下この条において同じ。）は、当該外国電子決済等取扱業者が法（第七章の五及び第五十三条第五項に限る。）又はこの府令の規定により金融庁長官等に提出する書類で、特別の事情により日本語をもつて記載することができないものがあるときは、英語で記載することができる。

2　外国電子決済等取扱業者は、法第五十二条の六十の四第二項に規定する書類又はこの府令の規定により申請書若しくは届出書に添付して金融庁長官等に提出することとされる書面（以下この項及び次項において「添付書類」という。）については、当該添付書類に代えてこれに準ずるものを金融庁長官等に提出することができる。

3　外国電子決済等取扱業者がその本国の法令又は慣行その他の正当な事由により添付書類又は前項に規定するこれに準ずるもの（以下この項において「添付書類等」という。）のいずれをも金融庁長官等に提出することができない場合には、当該添付書類等は、金融庁長官等に提出することを要しない。

（電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人等に係る特例）

第三十八条の四　法（第七章の六及び第五十三条第六項に限る。）又はこの府令の規定により電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人（電子決済等代行業を営もうとする外国法人又は外国に住所を有する個人を含む。以下この条において同じ。）その他の者が金融庁長官等に提出する書類で、特別の事情により日本語をもつて記載することができないものがあるときは、英語で記載することができる。

2・3　略

四　［同上］

五　その他銀行の業務又は銀行代理業者の銀行代理業の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれがある行為であつて前各号に掲げる行為に準ずるもの

9　［同上］

一　第一項第三十八号及び第四項第四号に該当する場合　不祥事件の発生を銀行又は銀行代理業者が知つた日

二　［同上］

10～12　［同上］

（経由官庁）

第三十七条　［同上］

2～7　同上］

［項を加える。］

8・9　［同上］

［条を加える。］

（電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人等に係る特例）

第三十八条の三　法（第七章の五及び第五十三条第五項に限る。）又はこの府令の規定により電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人（電子決済等代行業を営もうとする外国法人又は外国に住所を有する個人を含む。以下この条において同じ。）その他の者が金融庁長官等に提出する書類で、特別の事情により日本語をもつて記載することができないものがあるときは、英語で記載することができる。

2・3　同上］